例監理技術者」という。）を置く場合、特例監理技術者は次に掲げる基準を満たし、かつ、工事請負契約基準第11第１項第３号に定める監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。

・１級建築士

・国土交通大臣特別認定者

②　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

③　監理技術者（特例監理技術者を含む。以下同じ。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　特例監理技術者を置く場合、兼任する工事現場は本工事を含め２件以内であること。また、監理技術者補佐は、①に定める資格又は１級の第一次検定のうち検定種目を「建築施工管理」とするものに合格した者であって、②及び④の要件を満たし、かつ、「建築一式工事」を工事種別とする工事について主任技術者としての資格要件を満たす者であること。

⑺　共同企業体にあっては、次の要件を満たすものであること。

①　すべての構成員が、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

②　構成員の数が、２又は３であること。

③　結成方法は、自主結成であること。

④　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑤　代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑥　共同施工方式による場合においては、代表者以外の構成員は、⑹①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑻　申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京工業大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

⒀　下記ＵＲＬに示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、申請書及び資料の提出期限までに提出できる者であること。

（ＵＲＬ　http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/02keiyaku/02contract/02nyuusatu/nyuusatukanren.html）

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の⑺、⑻の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑻　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高43点を与える。「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下の通りとする。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

ワーク・ライフ・バランス等の取組みに関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

性能等／社会的要請

③　工事全般の施工計画　施工上考慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制

⑺　品質確保の実効性

⑻　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒152―8550 東京都目黒区大岡山２―12―１　国立大学法人東京工業大学施設運営部施設総合企画課総務・契約グループ（工事契約担当）　電話03―5734―3405　E-mail：skikaku.koji@jim.titech.ac.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び交付方法　令和３年３月30日（火）から令和３年４月28日（水）17時00分まで。交付方法は下記ＵＲＬより資料ダウンロード。入札説明書の交付に当たっては無料とする。

国立大学法人東京工業大学施設運営部ホームページ

（http://www.sisetu.titech.ac.jp/sisetu/02keiyaku/02contract/02nyuusatu/nyuusatukanren.html）

⑶　申請書、資料及び技術提案書の提出期間及び方法　令和３年３月30日（火）から令和３年４月28日（水）17時00分まで。申請書、資料及び技術提案書等は電子入札システムにより、提出すること。ただし、紙入札参加希望者は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）することとし、電送によるものは受け付けない。

⑷　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、令和３年６月25日（金）14時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること。開札は、令和３年６月28日（月）10時30分、国立大学法人東京工業大学施設運営部入札室（電子入札システム）において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札